

第19回草津市有償運送運営協議会 会議録

■日時：

令和7年3月7日（金）9時30分～11時30分

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：9人

布施委員、辰野委員、岡本委員、片山委員、津田委員、吉田委員、
宮下委員、轟委員、前野委員

■欠席委員：4人

松尾委員、永池委員、宮嶋委員、杉田委員

■事務局：

岸本課長、赤山主査、中井主事

■傍聴者：

なし

1. 開会

【事務局】

本日は御多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより、第19回草津市有償運送運営協議会を開会させていただきます。

事務局の草津市都市計画部交通政策課の課長の岸本でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員現在数は13人ございまして、本日の会議の出席は9人、今回欠席の御連絡をいただいております方から議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、半数以上の委員に御出席いただいていることとなりますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

また、現在のところ、傍聴の方はございません。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料については、事前に郵送にて送付させていただきましたが、御持参いただいておりますでしょうか。資料は、次第、委員名簿、資料1、資料2、「NPO法人アザレア」の申請書一

式となります。また、当日配布資料といたしまして、皆様の机の上に、席次表、参考資料①としてアザレア様から追加いただきました料金比較表、参考資料②自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安、参考資料③運送の対価等まとめを置かせていただいております。不足等ございませんでしょうか。

本日は今年度皆様に委嘱をさせていただいてから初めての協議会の開催となりますことから、次第の1（1）から（2）までは事務局で進行させていただきますので御了承ください。また、新たに委員として御就任されている方もおられますことから、順に自己紹介をしていただきたいと思います。

《自己紹介》

それでは、本協議会について簡単に説明をさせていただきます。

【事務局】

本日は、今年度初めての協議会であり、新たに委員となられた方もおられますので、少しお時間をいただき、私の方から、資料1の草津市有償運送運営協議会設置要綱、資料2の草津市福祉有償運送ガイドラインを基に、福祉有償運送の制度や協議会の役割について説明させていただきます。

初めに、資料1草津市有償運送運営協議会設置要綱を御覧ください。

草津市有償運送運営協議会は、道路運送法および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために設置しております。所掌事務については、第2条に規定しており、主な事項は第3号の道路運送法第79条の規定に基づき自家用有償旅客運送の登録を申請する場合における運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項となります。委員については、第3条に規定しており、お手元の委員名簿のとおり、13名の方が当協議会の委員でございます。任期は、第4条に規定のとおり2年以内としております。会議については、第6条に規定しており、会議の成立要件や、公開・非公開の取扱い等を定めています。また、第7条の規定では、協議会の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができますとしています。

次に、資料2草津市福祉有償運送ガイドラインを御覧ください。

まず、福祉有償運送制度について、説明させていただきます。3ページが一番下、「福祉有償運送とは？」を御覧ください。制度概要ですが、「福祉有償運送」とは、NPO等の非営利法人が、障害者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、自家用自動車（白ナンバー車）を使用して、通院・通所・買物などのために有償にて会員制個別輸送サービスを行うものです。利用するためには、あらかじめ、事業所への会員登録が必要になり、

複数の事業者にも会員登録することも可能です。

4 ページの一番上、「草津市有償運送運営協議会」を御覧ください。福祉有償運送を行う事業者は、道路運送法第79条の規定により、国土交通大臣の「登録」を受ける必要があり、登録の申請は、福祉有償運送を行う地域を所管する運輸支局（滋賀運輸支局）に対して行うこととなりますが、事前に地域の関係者等で構成される運営協議会の合意が必要となっています。そのため、本市では、市域における福祉有償運送の必要性、収受する適正な対価、安全運行管理体制などを協議する機関として先ほど説明させていただきました「草津市有償運送運営協議会」を設置しています。福祉有償運送制度を活用した事業を実施しようとする、NPO等の非営利事業者の方は、運輸支局への登録申請書類を、事前に「草津市有償運送運営協議会」に提出いただき、地域の関係者の合意形成を調えた後に、本申請を実施するという流れになります。事業を実施することができるのは、NPO法人や社会福祉法人等があります。個人の方や地域ボランティアグループ等の任意団体は個別申請できません。また、株式会社などの営利法人も福祉有償運送の登録申請はできません。運送の区域、形態、使用車両、対価、5ページの運送対象者については、この後で説明させていただきますので、省略させていただきます。

次に7ページを御覧ください。こちらは、福祉有償運送登録申請の流れを図示したものです。まず、NPO等の非営利事業者から、事前審査申請書を提出していただき、事務局で事前審査を行います。運送事業者の要件適格審査や対象旅客の要件適格審査を終えた後、草津市有償運送運営協議会へ付議し、合意形成が得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。また、中央右にあります表①～③に該当する内容の変更を行う場合は、幹事会での判断が必要であり、その場合は幹事会を終えた後に、合意形成が得られれば、運営協議会における合意を証する書面の発出を行い、事業者から滋賀運輸支局長へ申請し、登録完了後に事業開始となります。なお、軽微な案件については、後日、変更内容について、草津市有償運送運営協議会へ事後報告を行うものです。

次に9ページを御覧ください。草津市有償運送運営協議会で審査する項目です。主な項目について、順に説明させていただきます。「審査の対象」は、自家用有償旅客のうち、福祉有償運送に関する登録となります。「運送の主体」は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団等となります。「運送の区域」は、旅客の発地または着地のいずれかが草津市内であること。「運送の対象者」は、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている者およびその付添人であること。ただし、ロの精神障害者、ハの知的障害者、ホの要支援者、ヘの厚生労働大臣が定める基準に該当する者、トのその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者につきましては、運営協議会または判定委員会において、当該者の移動制

約の状況について運送の対象とすることが、適当であることの確認が必要となります。「使用車両」は、乗車定員11人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車およびボランティア個人の持ち込み自動車となります。「収受する対価」は、実費の範囲内で、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。また、運送の対価は当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね8割の範囲内であり、運送の対価以外の対価は、待機料金、介助料などがあり、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記することが必要となります。その他に「運転者要件」「運行管理等」「事故の対応等」「苦情処理体制」等について記載しています。

説明といたしましては簡単ではございますが、以上となります。

【事務局】

続きまして、委員の皆様が委嘱され、今回、はじめての開催となりますので、会長および副会長につきまして、今回新たに選任させていただくこととなります。

その選出方法につきましては、協議会設置要綱の第5条第1項、会長および副会長は委員の互選により定めるとなっております。会長、副会長の選任につきまして、委員の皆様方から、何か御意見はございますでしょうか。

【委員】

事務局の意見ををお願いします。

【事務局】

ただ今、「事務局意見ををお願いします」との声がございましたので、事務局の案を提示させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、事務局の案を申し上げます。事務局といたしましては、他自治体の同様の協議会でも会長を務められております、滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科の轟委員に会長をお願いしたいと思っております。また、副会長につきましては、交通分野の関係団体として日々御尽力いただいております、県内各市において、福祉有償運送の協議会に委員として参画いただいております、滋賀県タクシー協会の松尾委員をお願いしたいと考えております。なお、松尾委員には事務局が提案することになった場合には推薦させていただく旨、事前に承諾をいただいております。委員の皆様、いかがでしょうか。

《異議なしの声》

それでは、委員の皆様の手拍子をもって承認とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。それでは、会長に轟委員、副会長に松尾委員をお願いしたいと思っております。

それでは、会長に就任の御挨拶をさせていただきたいと思っております。会長よろしくお願ひ申し上げます。

ます。

【会長】

《挨拶》

【事務局】

ありがとうございました。それでは、協議会設置要綱の第6条第2項、会議の議長は、会長がこれにあたるとなっていることから、ここから会長に議事進行をお願いしたいと思えます。会長よろしくお願ひいたします。

2. 議事

【会長】

それでは、これより私の方で会議を進めさせていただきます。

はじめに、議事の1点目につきまして個人情報の保護について、今回、審査案件が審議されるに先立ち、特に福祉有償運送の対象旅客の審査に関する部分については、氏名、障害程度、生活関連情報など個人を特定する情報を取り扱う可能性があり、当協議会設置要綱第6条第7項の規定により会議の非公開を決議したいのですが、委員各位の御賛同をお願いいたします。

《異議なしの声》

それでは、議事の1点目であります、道路運送法第79条登録団体の変更登録審査に進みます。傍聴人はいらっしゃらないということでもよろしかったですね。

それでは、はじめに審査にあたっての流れを御説明いたします。

今回の申請につきましては、変更申請であります。

まず、事務局から今回の変更申請の概要を説明いただき、その後、申請事業者に入室してもらいます。事業者には事業概要や変更点を15分説明していただき、その後、質疑応答を15分実施し、事業者退席後、協議・審査に移ります。資料については、「NPO法人アザレアの道路運送法第79条登録団体の変更登録に係る申請書一式」となります。

ここまでの説明で御不明な点などありませんでしょうか。退室後の協議審査になりますので、何かありましたら忌憚なく御質問等いただければと思いますのでお願いいたします。

それでは、はじめに事務局から今回の変更申請の概要の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは変更申請の概要について説明させていただきます。申請書類の1ページ目を御覧ください。

今回の変更申請は、NPO法人アザレアが主に「収受する対価」の値上げについて申請されているものです。申請書のちょうど中央にあります「収受する対価」のうち、「運賃」の「距離制」にあたる部分で、取り消し線が引いております「初乗3キロ500円、以降1キロ200円」から、「初乗4キロ1,000円、以降1キロ250円」への変更を申請いただいております。また、「運賃以外」にあります「待機料金」についても「10分250円」から「10分300円」への変更を申請いただいております。またこれに併せて運転資格者の変更も申請いただいております。これらについて、申請者からの説明や質疑応答の後、協議、審査いただくものです。

ガイドライン資料2の10ページ目を御覧ください。「収受する対価」につきましては、道路運送法および同法施行規則により基準が定められており、また、通達「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」により、具体的に定められております。道路運送法施行規則では、旅客から収受する対価の基準を、「燃料費等を勘案して実費の範囲内であること」、「合理的な方法により定められ、かつ、明確であること」、「当該地域のタクシー運賃を勘案して営利と認められない妥当な範囲、かつ、協議会において協議が調っていること」としており、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」においては、より具体的にタクシー運賃の約8割と示されているところです。なお、令和5年12月28日改正以前は、運送の対価を、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内とされておりました。「草津市福祉有償運送ガイドライン」においても、この改正を受け、収受する対価を「当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね8割の範囲内」としております。

なお、通達により、当該地域の運送の対価を公表することとされており、草津市域の対価の目安は、「距離制」においては、「初乗1キロ340円、以降1キロ290円」、時間制においては、「5分300円」となっております。こちらについては参考資料②をご確認ください。また、その他に参考資料①として事業者さんから提出されましたタクシー料金との比較表を、参考資料③として市内事業者の運送対価等のまとめを付けさせていただいております。

今回については、主に収受する対価の値上げについての協議になるかと思われませんが、委員の皆様には、法、通達、市ガイドラインに加え、これら資料も踏まえていただきながら、この後協議・審査いただければと存じます。

簡単ではございますが、以上となります。

【会長】

ありがとうございました。

この後、アザレアさんに御入室いただきますが、変更申請についてヒアリング前に何か御質問がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

参考資料の③で有償運送の業界、ディフェンスさんなどの初乗りとかも書いていますが、当然人件費が上がっている、ガソリン代が上がっている、上げるというのは承知の上なのですが、業界の平均というのがどんな感じなのか、情報があったら教えてください。

【委員】

時々私どもに入ってくる情報としては、人件費の高騰、燃料費の高騰において廃業なども検討されていると聞きますので、ある分致し方ないというような風にと、参考にならなくて申し訳ありません。

【会長】

事務局から何か、ヒアリング前に補足はありますか。後でもいいですが。

【事務局】

1点補足させていただきますと、アザレア様の方が県内において、近隣の栗東市様、守山市様、野洲市様等でも登録されておりまして、今回の申請後の金額におきましてはほかの市町でも同様の金額に上げられておりまして、今回の金額が承認となれば、県内すべて統一の金額にアザレア様の中ではなるところでございます。

【会長】

他にヒアリング前に御質問等ありましたら伺いします。

では私から1点、回収予定資料がどれになるかお願いいたします。

【事務局】

こちらの審査申請書類、黒塗り部分があるものにつきましては、最後にも御案内させていただくのですが、席の方において御退席していただければと思います。

【会長】

申請事業者「NPO法人アザレア」の入室をお願いいたします。

《非公開》

【会長】

それではこれより協議、審査に入ります。

只今の案件について、運輸支局への届出の条件である地域関係者合意について、当協議会として合意に至ってもよいか、それとも問題があり、一部修正などの条件が必要か。あるいは、見直しすべき点があり再度申請として差し戻すかの議論をお願いいたします。

何か全体としての御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

先ほどの運賃初乗り1,000円というところ、1km2kmなら500円というところ、その辺もう少し明確にわかりやすくしないと、初乗り1,000円だとタクシーより高いという感覚に取れます。

【委員】

今の話、もう運賃値上げというのは全然構わないと私個人は思っておりますので、この書き方だけですので1km2kmをどう書くか。もう事務局一任でいいと思いますので、もう一回集まるとかよろしいのでわかりやすくしていただいたら結構です。

【委員】

参考資料③の時間制で行くとディフェンスとアザレアさん初乗りがかなりの開きがあると、いいとは思いますが制度としてどのようにおさえてどう考えるのか、ちゃんと補足いただけるとよいと思います。

【事務局】

時間制のところですか。

【委員】

この表で行くと単純に考えて初乗り800円のところと、初乗り1,300円のところは同じ制度でやっているとしたら市役所としてどういう風におさえているのか確認したいなと思います。

【事務局】

アザレア様の時間制の方についての御質問だと思いますけど、今回の変更にはかかっていないところですが、当初1,300円になったのがいつからかというところと、その際にどのような議論が交わされたというところは手元にはないところですが、当然同じような協議が行われている中で、おっしゃっていただいた人件費などいろいろな費用が掛かってくる中での事業継続に必要な料金であったというような協議の整いはあるのかという認識は

しております。

【委員】

それはわかりますけど、今後どういう風に考えていくかを、同じ制度の中でやっていく中で今回の審査とは関係ないかもしれませんが、利用者としてはそれで選べるっていうことでしたら、あくまで同じ制度で差があるのはどうかと思いました。

【事務局】

この料金でというような取り決めがあると一律になりますが、ここまでが上限みたいなことがありますので、その範囲内でこういう協議会の中で判定された分であると、事業者間でいろんな工夫とかそういうところにもよっておさえていただいているところとか、何処が良い悪いではないですが、掛かる経費ということでその上限に達してしまうところがあって、おっしゃるように利用者からは差が出てしまい、利用者には自分が利用しているところがどうかと見えてしまうのですが、一定そういう差は生じてしまうのかなと思います。我々としてもその差が出ないように主に事業者間のあるいはその事業者の判断になってくるとは思いますが、著しく差が出てきた場合には、我々としても考えていかなければならないという風に思っております。

【委員】

先ほど御質問があった、私どもがやっている中小事業の目的というのがアザレアさんと立ち位置が違うなと思います。1つはアザレアさんの稼働率がすごく多くて、50人以上が使っていて、運送事業に特化されてやっています。私共はヘルプ事業で福祉サービスの中でどうしても移動していかなくてはならない時に、15年前はタクシー業界もなかなか対応いただけない中、隙間で横出しのようにしてやっていますので、この金額ではとてもペイができません。前も言っていますように、ほかの事業から補填しながらやらせていただいている。その中で利用者と収入や御家庭の事情などを考えた中で、最低のところです。いつまでできるかどうか、アザレアさんのように特化して事業としてきちんとされている。一方で、定款の事業の中で福祉有償運送をしますということをおっしゃっていただいていますけれど、事業体として本当にやっているかという点も申し訳ありません。私は、この制度の中でちょっとしかお役に立てていない中やらせていただいています。ですので、ある意味、アザレアさんなり、天気村さんなり、ひばり会さんなどは私どもの、何十倍、何百倍、有償運送に力を入れていらっしゃるがゆえに経費も沢山かかっている。ここで最低時給が1,017円と書いてありますが、「1,017円も出るのか。」と感じました。しかし、スタッフをある意味仕事の1つとして、時給としては担保しますが、ヘルプという仕事以上に余計に神経を使う仕事をうちのところはさせています。そういう認識です。ですので、福祉有償事業の方もそんなに大きくはできないし、反対に言えば利用者の安全を

担保しなきゃいけませんので、無理な利用を請け負いません。そのような事情を考えていただいて、先ほど事務局がおっしゃったように制度の中で8割以下という上限だけをこうしていただいた中で、各事業所がこの事業をいかに持続するかということを考えていただいているところのこの提示の差に出ていると思います。我々は15年前から変えていません。申請する余裕がなかったです。正直なところですので、このところは市の御説明にあったとおり、各事業所が自分達で血を流すかどうかということも判断しておりますので、御理解いただければと思っております。

【会長】

その辺事業者の立ち位置というか扱いの部分の違いがあるということだと思いますので、福祉施設側に重きがあつての運行に関しても一定の経費をいただきますよというスタンスのものと、運行自体を主体にしている事業者とでやはり扱い方が違っているだろうという風に思いますので、その辺り御理解いただければと思います。

今回は、申請書では距離制の変更という形の申請ですが、時間制での30分1,300円というのは今回審議対象ではないですが、これは概ねタクシーの8割という感じになっているのですか。タクシーでも時間制ってあるのですか。そこの8割未満にはなっているということですね。

【委員】

半分くらいですね。

【委員】

先ほどの議論に合わせてなんですが、基本的に、一般的な公共交通でみんな賄えれば、こういう心配なくていいですよ。ただ数年前と比べてバスもだんだん良くなってきている。うちのスタッフも事情があつて車に乗れなくて公共交通で通っています。夕方、バス停で待っていたらすんなり乗れるらしいです。たまたまうちの事務所のところにあるバス停の場所がいいのか、いろんなところから来るので、リフト付きのスロープ付きの低床バスが集まってくる。私は車に乗っている間にもういない。すぐにバスで帰っています。まあまあそれで良くなってきているので、できれば公共交通がもっと発展すれば、こういった福祉有償運送もいらなくなってくるのかな。それが最善の環境ではないかと思いつつ話を聞いておりました。うちの方でも特定旅客をやっていましたけど、実は特定旅客事業者と書いていただいているのですが、つい先日ボランティア輸送に切り替えました。特定旅客は、休止状態になっています。ですので、いろんな運送形態があつて、利用者が使いやすいものを選べばいいかなと思います。公共交通であったり、福祉有償であったり、ボランティア輸送であったりとか。それで地域の公共交通が賄えればいいのかなと思います。

もう1点ですが、地域で料金の格差が出ている。これ大きな問題だと思います。住んでいる

ところによって同じサービス使っていて料金が異なるというのは、利用者としては不便な状態ですので、できれば湖南圏域で福祉有償運送の運営協議会を1つにさせていただいて、何回も言っていますが、栗東、草津、守山、野洲くらいで1つの運営協議会でやっていただいてもいいタイミングだなと思います。何回か各市で検討されていると思います。そこが一緒にできてないことでの弊害が出ていると思いますので、是非、運輸支局も来ていただいて、前向きに検討いただけたらと思います。

【会長】

他いかがでしょうか。御質問、御意見等よろしいですか。

それでは、一旦今回の変更申請の内容についての協議会としてのまとめをさせていただきます。今回の変更申請は一応認めるという形にさせていただきますが、ただし意見として、先ほどありましたように利用者にとって分かり良い、特に4km未満のところですね、運賃体系の表記等についてはわかりやすい提示ができるように準備していただきたいということと、時間制との関係につきましても重ねて利用者にアナウンスをしていただきたい。その点につきまして変更申請を認めるということにしたいと思いますがよろしいですか。運輸支局も大丈夫ですか。それではそういう形で1点だけ意見を付けた形で変更申請を認めるという形にさせていただきますと思います。よろしいですか。

《異議なしの声》

はい、ありがとうございます。それでは、文言等につきましては事務局と確認して、皆様にも最終お渡ししたいと思います。ありがとうございます。

今回、福祉有償運送協議会としては久しぶりの開催ですし、次回変更や新規更新等がない限り開催がございませんので、関連している部分について整理しておきたいと思いますが、御意見いただいた点としては3点くらいですかね。

1つは、委員からいただいたように、市町を跨いでいる部分等についての、少し整理をしていく、地域格差等も含めて、地域の事情も鑑みながら、市町間の連携とか双方の比較関係とかですね、その辺りの整理を市町と運輸支局を含めて検討、課題等を整理していただきたいという点があったかと思います。

2点目が、利用者リストに関わる、その後亡くなったり、転居したりといったこともありますので、本来こういった会議も福祉部局や社会福祉協議会、ケアマネージャーの視点を含めて議論、確認していく必要があると思いますので、そういった利用者に関わるフォローを少し見直しというか確認をしていただいて、今後利用者の実態も踏まえらるるようになっています。

3点目としては、公共交通計画、協議会の方にもありますが、そこへの申し送りというか

投げかけを是非、今回のいろいろな御意見とか事業者の実情を踏まえて、地域公共交通計画の方でもさらに反映連携していただきたい。

その他に何か、せっかくの機会ですので御意見がありましたらお願いしたいと思います。

【委員】

教えていただきたいのですが、たまたまですが、昨日、委員と私とスタッフで電動車いすのWHILLをジャパントクシーにどう乗せるのかという実験をしました。まあ20分くらい掛けてなんとか固定できて、試走させていただいて、試走の中ではそんなにグラグラもしないから快適だよという御利用者様からの意見はいただいたのですが、WHILLの普及率がどんなものなのでしょうね。そしてこれからどんどん増えてくるようなイメージを持っておられるとか、もしわかっておられるのであれば教えてください。

【委員】

電動車いす10人乗っている方がおられたら、1人か2人です。

【委員】

状態の良い方でないとあの車いすは乗れない。頭まで背もたれがいる方ですとWHILLは難しい。手動の車いすでもいける方が、ちょっと車いすで遠出するのに公共交通機関を使ってとかの時に、WHILLを使われたりするケースが多いかなと思います。確かにジャパントクシーは手動の車いすなら乗りやすいですが電動車いすで、長さが車いすというのはかなり難しい。私も、近畿運輸支局の福祉タクシーの乗車体験というのに行きましたけど、電動車いすはかなり苦労されていて、乗れる電動車いすと乗れない電動車いすがありましたね。ですので、福祉タクシーの基準が変えられて、後ろから乗るスロープタイプもタクシーの基準に入ってきましたから、できればそちらにさせていただいた方が。ジャパントクシーはトヨタの方もおっしゃられていましたが、ほぼ失敗みたいなこと言っていました。というのは歩道の形状がいろいろある。歩道が縁石だけがあって道路と同じ場合ですとジャパントクシーのスロープだけでは足りない。さらにもう1つスロープを付けなければなりませんから余計に時間が掛かる。そのようなことで、車いすで乗るためにセットするのに、まず場所を選ばないといけないというのと、シートを起こしたりとかスロープをセットしたりとか時間が掛かるので、タクシーの運転手が嫌がるのですね。だから乗車拒否が多くて今問題になっている。ですので、福祉タクシーの基準を見直されているのですよね。後ろから乗るのがベストですね。話は戻りますが、WHILLに乗る方はそんなにおられないですね。

【委員】

私の周りでも何人か乗っておられますが、あくまでも普段は杖で歩いている方が長い距離は歩けないので使っている方が多いです。

【委員】

こういう議論ができるのは夢のようです。

【委員】

先ほど言いましたうちのスタッフも草津駅からジャパンタクシーで事務所まで来ていたのです。セットの仕方がわからないと言われたらしいのですが、また勉強してきます、と前向きに考えてくださる運転手も居るのでそういう話を聞くと嬉しい。

【委員】

いろんな方の移動を確保できるタクシー協会は本当に公共交通を担っていただいて、苦しいところ、運転者の生活も抱えながら、高齢者の方が少しの買い物でも使っておられる姿を普通に見るようになりましたので、やはりそれぞれの業界の努力とか、そういうものがすごくありがたいなと思います。

【委員】

県の方でもワークショップをやっていますけど、たまたま一緒の班になった方が、昨日「乗せてみて。」ということで、この頃バスの減便とか廃線が増えてきましたので、デマンドタクシーに切り替わってきていますので、かなりの需要がお年寄りについてはあると思います。

【委員】

高齢になったときのことを考えますと、車をずっと持ち続けるよりも、タクシーを使っている方が経済的にもいいところがあると思います。タクシーの料金だけを考えますと高いなと思いますが、車の維持費とかガソリン代とかを考えるとタクシーはそんなに高くない。

【委員】

1人の方が車で来られるというのがすごくありがたいし、サービスという観念が出てきた感じがしていて、15年前は人を移動させるっていうのが、この頃はサービスという運転手が多くなられて、コミュニケーションもそうだし御配慮みたいな感じがすごく感じるようになりましたので、経営努力もされて人材育成されているなど本当に推察申し上げます。

【会長】

高齢化も逆に課題が大きいところがありますよね。ありがとうございます。

今御意見いただいたあたり、恐らく先ほど公共交通への申し送りとか投げかけもお話しましたが、同時に道路形状などのハード事業にかかってくる話もありますし、来訪地、観光地がどういう様な車いす関係になっているのか、恐らく昨今のデジタルのアプリとか技

術と連携していく側面、市に限らずDXの動きとも連動させていくべきかと思います。Ma a Sの視点で考えると非常に大事な側面かなと思いますので、そのようなことも関係部局・関係主体と連携を図りながら進めていただければと思います。

【委員】

私ども障害者や高齢者の旅の相談とか旅行地の介護の相談を年に何回か電話やメールでいただきます。去年も温泉にお父さんを連れていきたいのでお風呂介助のヘルパーを探してほしいという御相談がありました。そういう中で、今年9月10月に国スポ・障スポで選手の方ももちろんですけど、いろんな方が見に来られる中で相談もあるかと思います。この中でなかなか答えられない相談もあると思うので、皆様の可能な範囲で、タクシー業界の方やヘルパー業界の方のお力をお借りするかもしれません。その際はどうぞ可能な範囲でお力をお貸しいただけたらと思います。

【会長】

国スポ・障スポは交通部局にとっても1つ試金石というかですね、障害者への対応もそうですし、それ以外も含めて非常にたくさんの方が訪れる機会でもあります。もちろん推進室で対応を進めてらっしゃるとは思いますが、是非関係部局、そして関係団体を含めて連携して取り組んでいただければと思います。事務局何かありますか。

【事務局】

会長がおっしゃっていただいたとおり、当市でも推進室がございまして、そちらでいくつか部門がありますが交通という部門も、話がありましたようにどのような輸送方法でどのように移動いただくか計画等を作りまして、対策を立てていくという流れでございまして。大きくは県で一定基本となるルールを作って、その後市町に応じた会場内の輸送手段に違いがございまして、草津市においては草津市の方式でどのような形で実施していくのか、計画を作っている段階でございまして。それに倣いまして、お越しいただく皆様が快適にできる方法で取り組めたらと思っておりますので、また御意見等ございましたら私を通じて推進室の方にもお伝えしますし、交通部局でも検討させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

【委員】

草津市役所の下に作文が展示されていまして、その中に公共交通のことが書いてありまして、滋賀県が交通税を導入することみたいなことが書いてあって、先ほど高齢化とかいろんなことで不安感がある中で、若い人がこういうことが意識としてされていることに非常に感動いたしました。

【会長】

是非、たちまち地域公共交通協議会がいずれあると思いますので、そういった場面でも今回のいろいろ御意見とかやり取りした内容をまた還元する機会があればと思います。

それでは議事は以上となります。

事務局へお返しいたします。

3. 閉会

【事務局】

会長、議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、いろんな御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

本日、本題でございます運輸支局への届け出ということで地域関係者合意につきましては条件を付した上でということで今後手続きの方を事務局で進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。一方、本日の議題以外にいろんな情報が交換できたり、思いを確認し合ったりということができました。これを事務局が言っていないかわかりませんが、本当に今日は有意義な会議だったという風を感じております。また、今後案件が出てきましたら開催をさせていただくという運びになりまして、次回いつという決まった日程はございませんが、今後とも引き続きよろしく願いしたいと思っております。

それでは、これもちまして第19回草津市有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)